



令和 2 年 8 月 28 日
内閣府（防災担当）

災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要な不可欠なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図るため、別紙のとおり、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とすることとしましたので、お知らせいたします。

本件問合せ先：

内閣府政策統括官（防災担当）参事官（普及啓発・連携担当）付

企画官 村川 奏支

参事官補佐 市川 琢己、諸留 逸

江川 仁雄

電話：03-5253-2111（内線 51332・51338・51333）

03-3502-6983（直通）

（災害救助法全般について）

内閣府政策統括官（防災担当）参事官（被災者生活再建担当）付

参事官補佐 阿部 嘉信、横田 圭洋

電話：03-5253-2111（内線 51276・51273）

03-3503-9394（直通）

災害ボランティアセンターに係る費用について

近年、頻発化・激甚化する災害への対応に必要不可欠なボランティアの調整（受入・活動調整等）を後押しすることで、公助による救助の円滑化・効率化を図る。

＜背景・課題＞

- 災害ボランティア活動やそれを調整する災害ボランティアセンターの運営は、被災者を支援する共助の取組として行われている。
- 一方、近年わが国で災害が頻発化・激甚化する中、ボランティア活動は益々活発化しており、広域から多数駆け付けるボランティアの調整の負担は増大している。
- 公助の災害救助活動である避難所運営や障害物除去などの救助を円滑かつ効果的に行うためには、公助の救助事務として、共助のボランティア活動との調整を実施することが必要となってきた。

公助による救助の円滑化・効率化を図るため、救助とボランティア活動の調整に必要な人員の確保について、災害救助法の国庫負担の対象とする。

＜概要＞

- 対象事務 : 災害ボランティアセンターで行う救助とボランティア活動の調整事務
 - 対象経費 : 調整事務を行う人員を確保するための次の経費
 - ・ 人件費（社協等職員の時間外勤務手当（休日勤務、宿日直を含む）及び社協等が雇用する臨時職員及び非常勤職員の賃金）
 - ・ 旅費（災害ボランティアセンターに派遣する職員に係る旅費）
- ※令和2年7月豪雨以降の災害に適用